

健全性規制一層強化の流れ

デロイト中国 カート・タン氏 有限責任監査法人トーマツ 後藤 茂之氏

対談 呼応し合うグローバルとローカル(上)

保険に関する現在の健全性規制はグローバルの動きとローカルな動きが並行して行われている。グローバルな動きがローカルな規制に反映される一方、日本や中国などそれぞれのローカルなマーケットの動きが互いに影響し合うという二つの流れがある。

このほど来日したデロイト中国のパートナー、カート・タン氏は当局が設置した中国版ソルベンシーII「C-ROSS」の特別委員会、改訂に向けた議論に参画している。今回、タン氏と有限責任監査法人トーマツで、保険業界においてERM高度化関連コンサルティングに従事する後藤茂之氏の対談を実施。欧州と対比したC-ROSSの特徴と改訂作業の進捗などについてタン氏が解説するとともに、互いに呼応し合うグローバルとローカルの規制の動きとその影響について後藤氏と意見を交換した。



後藤氏とタン氏(右)

ソルベンシーIIとC-ROSSの違い

後藤 国際統一基準である「バーゼル規制」の定められた銀行とは違っ

て、保険業は各国の規制とグローバルな規制をハイブリッドしようとしています。表面的には同じ動きに見えますが、根本的には異なります。グローバルな規制の動きとローカルの動きとを

タン グローバルでは規制の強化が図られています。これは2008年の金融危機やリーマンショックの再来に対処するため、中国でも新しい規制の動きがあります。現在、12年から制度構築が始まったC-ROSSが、20年のフェーズ2の完全施行に向けて進んでいます。

後藤 欧州のソルベンシーIIとC-ROSSは基本的に似ています。グローバルな規制強化の流れに呼応して、(中国などの)ローカルマーケットはローカルの独自性を出しながら、規制が進んでいるという状況です。C-ROSSの特徴をこ

レ、基本的には欧州のソルベンシーIIと同じような規制ですが、最も大きな違いは欧州がオペレーショナルリスクを定量的資本要件であるピラー1(柱)に定めているのに対し、C-ROSSは定性的資本要件であるピラー2に定めている点です(図表)。欧州の規制は、ピラー1とピラー2を独立して算出しています。それに対し、C-ROSSでは、もしピラー2で定めた定性的な要件をパスできなければ、ピラー1に連結して、罰則を科されることになり

ます。後藤 補足しますと、ピラー1は「資本をどれだけ持っているか」を定めた規制であるのに対し、ピラー2は、日本のORSA(リスクとソルベンシーの自己評価)のように、「どうリスクマネジメントしていくか」という規制です。C-ROSSの大きな特徴は、ピラー2、つまり「どのような管理がなされているか」のレベルによって、ピラー1の資本のレベルを調整する仕

組みです。これはソルベンシーIIにも日本の規制にもない仕組みで、グローバルの中ではユニークな取り組みといえます。タン もう一つの違いは、ソルベンシーIIにはインテグリティモデル(内部モデル)がある一方、C-ROSSにはなく、標準的なメソッドロジックで計算するという点です。後藤 ソルベンシーIIが導入される前、例えば英国には、ICAS(Individual Capital Adequacy Standard)という規制がありました。ICASはそれとよく似ていますが、内部の管理状況が悪い場合、確保しなければ

なりません。このように英国では、当局の裁量でキャピタルを変動させる仕組みをやって、まずプレーヤーの自浄作用を強化させる、そのための材料として、内部モデルがどういう状態にあるかをきちり評価するということや方に替えた経緯があります。タン 英国と中国が異なる規制を構築したのは恐らく、基本的な哲学が違つたためだと思います。英国のやり方(ソルベンシーII)は、リスクをどう評価するかに力点が置かれていました。一方、中国はリスクをどう管理するかが重視され、C-ROSSというコンセプト

ができたのです。後藤 中国は現在、C-ROSSフェーズ2の議論に入っていますが、当局が設置した審議会の重要なタスクフォースの中に、タンさんは参画しています。どう改訂の議論が行われていますか。タン 現在、26のタスクフォースが動いています。三つのピラーごとにディスカッションして

います。ピラー1では、適切な測定・評価の仕方について、レビューを行っているところ。例えば、オルタナティブ投資なら、表面的な投資のリスクではなく、本質的にどうリスクがあるのかをレビューしています。ピラー2では、(日本のORSAのような)SARMRA(Solve Risk Aligned Risk Management Requirement Assessment)に従って、保険会社がどのようにリスクを管理しているかを当局がレビューしています。中国は非常に広い、各社の支店と、支店に相対している地方の当局ごとに規制のスタンスがかなり異なるので、その整合性をどう付けたいのかについて議論しています。ピラー1・2が当局とプレーヤーとの関係なのに対し、ピラー3では外のステークホルダーとの関係が問題となります。つまり、1・2で捉え切れなかったとしても3で補っていくというコンセプトです。中国当局は、ピラー3の一つのテーマとして、日本の金融庁を含む海外の当局とのコミュニケーションを強化する方向に向かっています。そこから追加情報や新たな気付きを得ようとしているのです。また、進め方としては、現在動いているタスクフォースをどこかの時点で全て開示するのはなく、タスクフォースが進行しているステージごとにオープンにして、場

図表 ソルベンシーII及びC-ROSSにおける主な相違点

主な違い	ソルベンシーII	C-ROSS
(1)オペレーショナル・リスク	バーゼルと同じく Pillar1 (定量的規制)に定めている	Pillar2(定性的規制)に定めている
(2)戦略的リスク、レピュテーション・リスク、及び流動性リスク	条文中明示的に定めてないが、Pillar2における ORSA に含まれている	流動性リスクについては明確的に定めており(条文12)、その他リスクは Pillar2における SARMRA に含まれている
(3)ORSA もしくは SARMRA	定性的規制(Pillar2)に定めている	定性的規制(Pillar2)だが、計算結果は定量化追加資本費用(additional capital charge)に反映【英国 ICAS (Individual Capital Adequacy Standard)と類似】
(4)内部モデル	自社の内部モデルの利用が認められている	全社共通の標準式(Standard Factor Method)が適用される

中国当局リスク評価厳格化へ

後藤 中国は現在、C-ROSSフェーズ2の議論に入っていますが、当局が設置した審議会の重要なタスクフォースの中に、タンさんは参画しています。どう改訂の議論が行われていますか。タン 現在、26のタスクフォースが動いています。三つのピラーごとにディスカッションして

ります。このように英国では、当局の裁量でキャピタルを変動させる仕組みをやって、まずプレーヤーの自浄作用を強化させる、そのための材料として、内部モデルがどういう状態にあるかをきちり評価するということや方に替えた経緯があります。タン 英国と中国が異なる規制を構築したのは恐らく、基本的な哲学が違つたためだと思います。英国のやり方(ソルベンシーII)は、リスクをどう評価するかに力点が置かれていました。一方、中国はリスクをどう管理するかが重視され、C-ROSSというコンセプト

ができたのです。後藤 中国は現在、C-ROSSフェーズ2の議論に入っていますが、当局が設置した審議会の重要なタスクフォースの中に、タンさんは参画しています。どう改訂の議論が行われていますか。タン 現在、26のタスクフォースが動いています。三つのピラーごとにディスカッションして

合によってはそれを取り入れていくというやり方で動いています。後藤 審議会の議論に参加し、C-ROSSはどのように変化すると考えていますか。タン 恐らく、リスクの評価が厳しくなるでしょう。特に、現状では「若干楽観的過ぎる」とされる生保の長いキャッシュフローに対する評価は厳格化されると思います。その結果、キャピタルはぐっと圧縮され、ソルベンシーレシオが下がる方向に向かうかもしれません。保険会社としては「資本をもっと強化しなければならぬ」という流れになるでしょう。特にアセットマネジメントに関しては、リスクを軽視した動きがあり、大きな問題を起した保険会社もありました。当局は一層アクティブティを注視する姿勢が変わっていくのではないのでしょうか。

後藤 最後に指摘された部分は、例えば、英国のPRA(健全性監督機構)もまったく同じ方向に動いていますね。環境変化が非常に速いため、ハイレベルなモニタリングだけでなく、日々のオペレーションがどのようになされているかをより深くチェックしようとしています。【カート・タン氏のプ

ロフィル)デロイト中国パートナー。デロイト上海オフィスで19年間にわたり勤務し、うち1年間は香港オフィス兼務。多国籍企業等に対する内部統制およびERMサービス提供実績を有し、保険業界におけるリスク管理サービスをリード。中国保険監督管理委員会(CIRC)における次世代ソルベンシー基準(C-ROSS)タスクフォースに主要メンバーとして参加。中国保険協会(IAC)においてC-ROSSに係る啓蒙活動に従事。